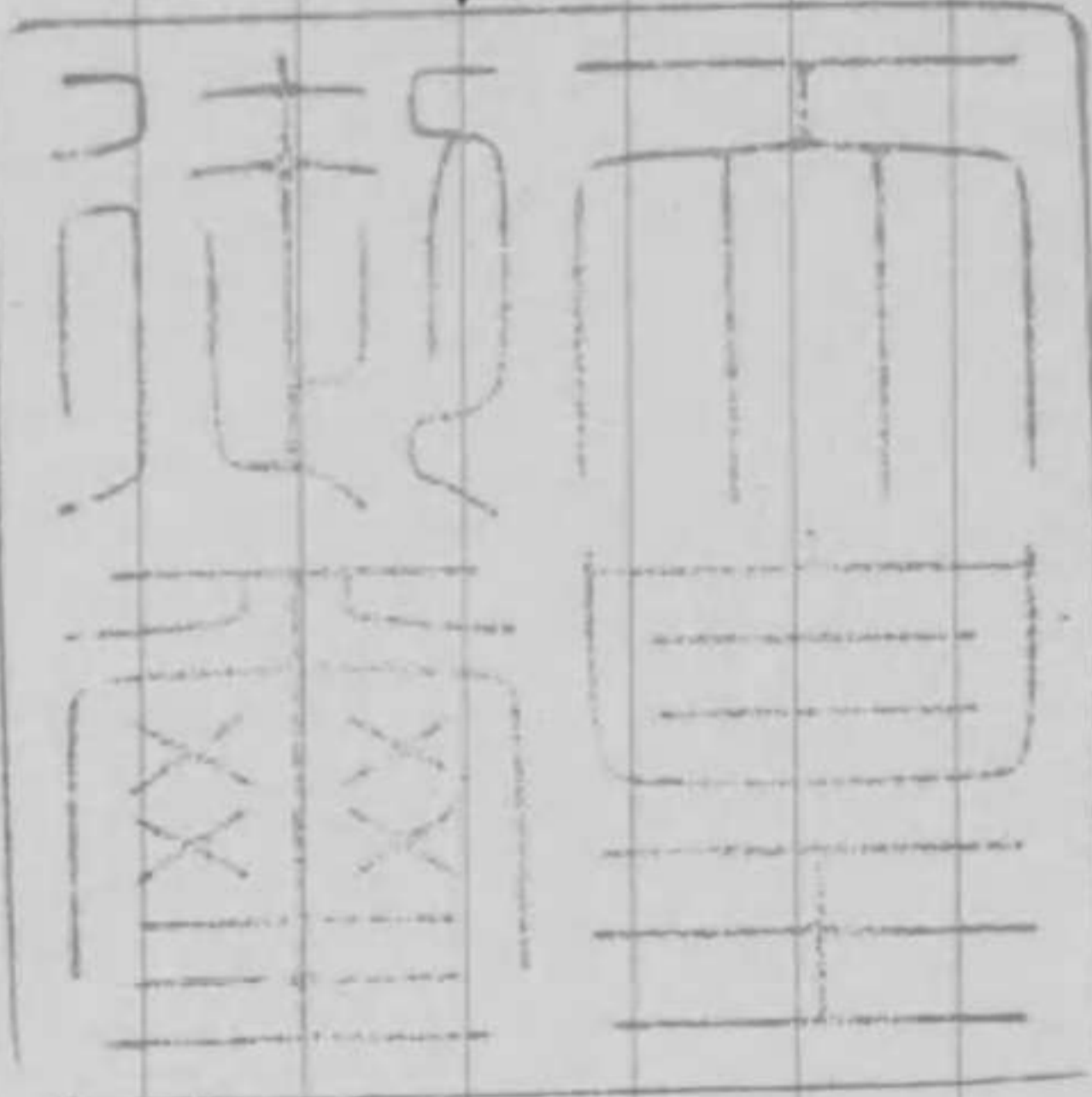


法人税法施行規則の一部を改正する政令を
ここに公布する。

裕仁



昭和三十四年三月三十一日

日

月

大 蔵 省

同項第二十六号中「銀行業」を「銀行業」に改め、同項
 第二十七号とし、同項第二十五号の二を同項第二十六号とし、同項
 第三十一号中「各種学校において教育として行うもの」及び「養成
 として行うもの」の下に「のうち大蔵省令で定めるもの」を加える。
 第一条の四第一項第一号中「第一号の二」を「第一号の二第一項」
 に改める。
 第二条の表第一号中「限る。」の下に「以下本表において同じ。」
 を加え、同表中第十三号から第二十一号までに係る部分を上記のよう
 に改める。
 十三 シリコン片（四塩化けい素又は三塩化シラン）昭和三十三年
 を原料として製造するものうち単結晶の精製工月一日から昭和
 三十七年三月三十一日まで
 極前のもので、その単結晶の比抵抗が陽孔伝導型三十七年三月三
 十一日まで
 シランを原料とするものについては、二百オーム

大 蔵 省

同項第二十六号中「銀行業」を「銀行業」に改め、同項
 第二十七号とし、同項第二十五号の二を同項第二十六号とし、同項
 第三十一号中「各種学校において教育として行うもの」及び「養成
 として行うもの」の下に「のうち大蔵省令で定めるもの」を加える。
 第一条の四第一項第一号中「第一号の二」を「第一号の二第一項」
 に改める。
 第二条の表第一号中「限る。」の下に「以下本表において同じ。」
 を加え、同表中第十三号から第二十一号までに係る部分を上記のよう
 に改める。
 十三 シリコン片（四塩化けい素又は三塩化シラン）昭和三十三年
 を原料として製造するものうち単結晶の精製工月一日から昭和
 三十七年三月三十一日まで
 極前のもので、その単結晶の比抵抗が陽孔伝導型三十七年三月三
 十一日まで
 シランを原料とするものについては、二百オーム

大蔵省大臣

大 蔵 省

同項第二十六号中「銀行業」を「銀行業」に改め、同項
 第二十七号とし、同項第二十五号の二を同項第二十六号とし、同項
 第三十一号中「各種学校において教育として行うもの」及び「養成
 として行うもの」の下に「のうち大蔵省令で定めるもの」を加える。
 第一条の四第一項第一号中「第一号の二」を「第一号の二第一項」
 に改める。
 第二条の表第一号中「限る。」の下に「以下本表において同じ。」
 を加え、同表中第十三号から第二十一号までに係る部分を上記のよう
 に改める。
 十三 シリコン片（四塩化けい素又は三塩化シラン）昭和三十三年
 を原料として製造するものうち単結晶の精製工月一日から昭和
 三十七年三月三十一日まで
 極前のもので、その単結晶の比抵抗が陽孔伝導型三十七年三月三
 十一日まで
 シランを原料とするものについては、二百オーム

大 薙 省

省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日)

省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日)

省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日)

省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日)

省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日)

省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日) 大薙省令第一〇二号(昭和三十三年三月三十一日)

大 蔵 省

<p> オイムセンチメートル(三塩化シランを原料とするものについては、五十オイムセンチメートル)以上のものに限る。 </p>	<p> 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年九月三十日まで </p>
<p> テレフタール酸(無水フタル酸、ベンゾール、トルオール、キシロール又は安息香酸を原料として製造するものに限る。) ポリエチレンテレフタレート樹脂を原料として製造する合成繊維(大蔵省令で定める製造能力をこえる設備により製造するものうちそのこえる部分の設備に係るものを除く。) スチレン単量体(エチルベンゾール(エチレンを原料としたものに限る。))を原料として製造するものに限る。 </p>	<p> 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで </p>

大 藏 省

<p>十七 プタジエン単量体（揮発油、燈油若しくは軽昭和三十四年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで）</p>	<p>十八 合成ゴム（プタジエン単量体とステレン単量体とを原料としたものに限り。）</p>	<p>十九 チタン又はチタン合金（その含有するチタンの重量が全重量の百分の六十以上であるものに限る。以下本号において同じ。）</p>	<p>二十 鉄及び押出型材（自己の製造したチタン又はチタン合金の合金を材料として製造するものに限る。）</p>
---	---	--	---

第三條の二中「又は探掘の事業」を「若しくは探掘の事業」に、

大 藏 省

<p>十七 プタジエン単量体（揮発油、燈油若しくは軽昭和三十四年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで）</p>	<p>十八 合成ゴム（プタジエン単量体とステレン単量体とを原料としたものに限り。）</p>	<p>十九 チタン又はチタン合金（その含有するチタンの重量が全重量の百分の六十以上であるものに限る。以下本号において同じ。）</p>	<p>二十 鉄及び押出型材（自己の製造したチタン又はチタン合金の合金を材料として製造するものに限る。）</p>
---	---	--	---

大 蕪 借

第三條の二中「文付附託の事業」を「借」に附託する事業として、 と合算の税金を算定するに附するものとする。	第三十三條の二中「文付附託の事業」を「借」に附託する事業として、 と合算の税金を算定するに附するものとする。
第三十三條の三第一項若しくは第十三條の六第一項又は租税特別措置 法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十四條第一項（同法第六十 四條の二第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む） 若しくは第六十五條第一項に改め、「損金に算入された金額」の	第三十三條の三第一項若しくは第十三條の六第一項又は租税特別措置 法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十四條第一項（同法第六十 四條の二第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む） 若しくは第六十五條第一項に改め、「損金に算入された金額」の

大 蔵 省

「又はその増設」を「若しくはその増設」に、「採掘の設備で」を
「採掘の設備又は当該事業に係る第二十一條第一項第八号に掲げる
固定資産若しくは第二十一條の八第一項に規定する繰延費用のうち」
に、「当該資産」を「これらの資産又は繰延費用」に、「同項の規
定により」を「法第六條第一項の規定により」に改める。

第四條の三第一項中「減価償却資産の改良のために支出された金
額で各事業年度の所得の計算上損金に算入されなかつたものは、当
該減価償却資産の取得価額に算入し、第十一條第一項若しくは第五
項、第十三條又は第十三條の三第一項」を「第十一條第一項（同条
第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六項、第十三條
第十三條の三第一項若しくは第十三條の六第一項又は租税特別措置
法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十四條第一項（同法第六十
四條の二第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む）
若しくは第六十五條第一項」に改め、「損金に算入された金額」の

大 藏 省

（一）...（二）...（三）...（四）...（五）...（六）...（七）...（八）...（九）...（十）...（十一）...（十二）...（十三）...（十四）...（十五）...（十六）...（十七）...（十八）...（十九）...（二十）...（二十一）...（二十二）...（二十三）...（二十四）...（二十五）...（二十六）...（二十七）...（二十八）...（二十九）...（三十）...（三十一）...（三十二）...（三十三）...（三十四）...（三十五）...（三十六）...（三十七）...（三十八）...（三十九）...（四十）...（四十一）...（四十二）...（四十三）...（四十四）...（四十五）...（四十六）...（四十七）...（四十八）...（四十九）...（五十）...（五十一）...（五十二）...（五十三）...（五十四）...（五十五）...（五十六）...（五十七）...（五十八）...（五十九）...（六十）...（六十一）...（六十二）...（六十三）...（六十四）...（六十五）...（六十六）...（六十七）...（六十八）...（六十九）...（七十）...（七十一）...（七十二）...（七十三）...（七十四）...（七十五）...（七十六）...（七十七）...（七十八）...（七十九）...（八十）...（八十一）...（八十二）...（八十三）...（八十四）...（八十五）...（八十六）...（八十七）...（八十八）...（八十九）...（九十）...（九十一）...（九十二）...（九十三）...（九十四）...（九十五）...（九十六）...（九十七）...（九十八）...（九十九）...（一百）...

大 藏 省

が定められた報酬の支給の対象となるものに限る。以下本項において同じ。）に対して支給した報酬の額（使用人としての職務を有する役員に対し支給する報酬のうちその使用人としての職務に対するものを含まないで当該限度額を定めている法人については、当該事業年度において当該職務に対する報酬として支給した金額のうち、当該法人の他の使用人に対する給料の支給の状況等に照らし当該職務に対する報酬として相当であると認められる金額を除く。）の合計額が当該事業年度に係る当該限度額をこえる場合においては、そのこえる金額は、前項の規定の適用については、同項に規定する不相当と認められる部分の金額であるものとみなす。

前二項に規定する報酬又は給料とは、名義の何たるを問わず、役員又は使用人に対する給与（債務の免除等による経済的な利益を含む。以下次項において同じ。）で賞与及び退職給与金以外の

この節において賃与とは、名義の何たるを問わず、臨時的に支給される給与（毎季所定の時期に定額（利益に一定の割合を乗ずる方法により算定されることとなつてゐるものを除く。）を非課税支給する旨の定に基いて支給されるものを除く。）で退職給与金以外のものをいう。

この節において使用人としての職務を有する役員とは、次に掲げる役員以外の役員で、部長、課長その他法人の使用人としての職務上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

一 社長、副社長、理事長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人その他これらの者に準ずる役員

一 諸君の...
 二 諸君の...
 三 諸君の...
 四 諸君の...
 五 諸君の...
 六 諸君の...
 七 諸君の...
 八 諸君の...
 九 諸君の...
 十 諸君の...

二 合名会社及び合資会社の業務執行社員
 三 監査役及び監事
 四 前三号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち、その会社が同族会社であるかどうかを判定する場合にその判定の基礎となる株主若しくは社員又はこれらの者の同族関係者（法第七条の二第一項第一号に規定する同族関係者をいう。以下同じ。）であるもの

第十條の四 法人が各事業年度においてその役員に対して支給した賞与の額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。ただし、当該法人がその使用人としての職務を有する役員に対し、当該職務に対する賞与を使用人に対する賞与の支給時期に支給した場合において、これを損金として経理したときは、当該賞与の額のうち、当該法人の他の使用人に対する賞与の支給の状況等に照らし当該職務に対する賞与として相当であると認められ

（役員賞与の損金不算入）

大 勘 省

第一項各号に掲げる固定資産の提供を受けた場合にお
 いて、その資産につき一円を下らない価額を帳簿価額として財産
 目録に記載したときにおける当該資産の価額と財産目録に記載し
 た価額との差額に相当する金額について、これを準用する。
 第十一條の二第一項中「前條第一項、第二項又は第五項」を「前
 條第一項から第三項まで又は第六項」に改め、「取得価額と財産目
 録に記載した価額との差額に相当する金額の損金算入」の下に「、
 田庫補助金等の交付に代えて提供を受けた資産の価額と財産目録に
 大記載した価額との差額に相当する金額の損金算入」を加える。
 第十二條第一項中「控除した金額」の下に「（当該金額がない場
 合には、一円）を下らない金額」を加え、同條第二項中「第十三條
 第一項各号」を「第二十一條第一項各号」に改める。
 「第三節 保険差益」を「第三節 保険差益及び交換差益」に改
 める。

第二十一條第一項各号に掲げる固定資産の提供を受けた場合にお
 いて、その資産につき一円を下らない価額を帳簿価額として財産
 目録に記載したときにおける当該資産の価額と財産目録に記載し
 た価額との差額に相当する金額について、これを準用する。
 第十一條の二第一項中「前條第一項、第二項又は第五項」を「前
 條第一項から第三項まで又は第六項」に改め、「取得価額と財産目
 録に記載した価額との差額に相当する金額の損金算入」の下に「、
 田庫補助金等の交付に代えて提供を受けた資産の価額と財産目録に
 大記載した価額との差額に相当する金額の損金算入」を加える。
 第十二條第一項中「控除した金額」の下に「（当該金額がない場
 合には、一円）を下らない金額」を加え、同條第二項中「第十三條
 第一項各号」を「第二十一條第一項各号」に改める。
 「第三節 保険差益」を「第三節 保険差益及び交換差益」に改
 める。

第十三条から第十三条の四までを次のように改める。
 (保険金等で取得した資産の圧縮額の損金算入)
 第十三条 法人(清算中の法人を除く。以下本節において同じ。)の所有する固定資産が滅失(損壊を含む。以下同じ。)をし、その滅失に因り支払を受けた保険金の額(大蔵省令で定める共済に係る共済金の額を含み、当該資産の滅失に因り支出した経費がある場合には、当該経費の額を控除した金額とする。以下保険金等の額という。)がその滅失した資産の被害直前の帳簿価額のうち被害部分に相当するものをこえる場合において、当該法人がその保険金等の額の全部又は一部に相当する金額をもつて被害のあつた日の属する事業年度においてその滅失した資産に代替する同一種類の資産(以下本条乃至第十三条の三において代替資産という。)の取得(製作を含む。以下本条乃至第十三条の三において同じ。)をし、当該資産につき、その取得価額(その額が当該保険金等の

大 蔵 省

第十三条から第十三条の四までを次のように改める。
 (保険金等で取得した資産の圧縮額の損金算入)
 第十三条 法人(清算中の法人を除く。以下本節において同じ。)の所有する固定資産が滅失(損壊を含む。以下同じ。)をし、その滅失に因り支払を受けた保険金の額(大蔵省令で定める共済に係る共済金の額を含み、当該資産の滅失に因り支出した経費がある場合には、当該経費の額を控除した金額とする。以下保険金等の額という。)がその滅失した資産の被害直前の帳簿価額のうち被害部分に相当するものをこえる場合において、当該法人がその保険金等の額の全部又は一部に相当する金額をもつて被害のあつた日の属する事業年度においてその滅失した資産に代替する同一種類の資産(以下本条乃至第十三条の三において代替資産という。)の取得(製作を含む。以下本条乃至第十三条の三において同じ。)をし、当該資産につき、その取得価額(その額が当該保険金等の

大 蔵 省

（既に当該保険金等の額の一部に相当する金額をもつて取得した
代替資産があるときは、当該代替資産の取得価額に相当する金額
を控除した金額）をこえる場合には、そのこえる金額を控除した
金額。以下第十三条の三第二項において同じ。）に、保険金等の
額に対するその滅失した資産の被害直前の帳簿価額のうち被害部
分に相当するものの割合（以下記帳割合という。）を乗じて計算
した金額（当該金額がない場合には一円とし、当該代替資産の取
得価額が保険金等の額で当該代替資産の取得に充てられた額をこ
える場合にはその計算した金額にそのこえる金額を加算した金額
とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載
したときは、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に
相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算
入する。

（保険差益特別勘定への繰入額の損金算入）

大 藏 省

(新設益得取置金)の算入時(入金)の算入時... 大蔵省... 算入時

大 蔵 省

第十三条の二 前条の場合において、法人が、被害のあつた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日(以下次条及び第十三条の四において起算日という。)から二年以内に保険金等の額(その被害のあつた日の属する事業年度において当該保険金等の額の一部に相当する金額をもつて代替資産を取得した場合に、当該代替資産の取得価額に相当する金額を控除した金額)の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産を取得する見込であり、かつ、その被害のあつた日の属する事業年度において、当該保険金等の額で当該代替資産の取得に充てようとするものの額からこれに記録割合を乗じて計算した金額を控除した金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。(保険差益特別勘定を有する法人が取得した資産の圧縮額の損金算入等)

大 薙 省

限額以上の金額を合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 四 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 五 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 六 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 七 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 八 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 九 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十一 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十二 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十三 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十四 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十五 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十六 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十七 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十八 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 十九 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。
 二十 該項日本と二半以内の合併相手より得るべき資本の現金増収をなすもの。

当該金額

第十三条の二の特別勘定を設けている法人が合併に因り消滅した場合においては、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、前条及び前項の規定の適用については、これを当該合併法人に係る第十三条の二の特別勘定の金額とみなす。

第十三条の五の見出し中「保険金」を「保険金等」に改め、
 同中第十三条の五の次に次の二条を加える。
 第三

(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)

第十三条の六 法人が、各事業年度において、一年以上有していた固定資産のうち、土地(地上権及び借地権たる賃借権を含む。)、建物(これに附属する設備及び構築物を含む。)、船舶又は機械及び装置をそれぞれこれらの資産と種類を同じくする資産(交換のために取得したと認められるものを除く。)と交換し、その交

大 蔵 省

一、取得した資産の価額と当該交換差金等の額との合計額のうち、当該取得した資産の価額を超過する金額を、当該交換差金等の額として計算した金額とする。

二、取得した資産の価額と当該交換差金等の額との合計額のうち、当該取得した資産の価額を超過する金額を、当該交換差金等の額として計算した金額とする。

三、取得した資産の価額と当該交換差金等の額との合計額のうち、当該取得した資産の価額を超過する金額を、当該交換差金等の額として計算した金額とする。

第十四条の七 前条第一項の規定は、法第十八条乃至第二十一条の申告書又は法第二十三条の規定による申告書で法第十八条、第二十条若しくは第二十一条の規定する事項を記載したものに第二十

一、取得した資産の価額と当該交換差金等の額との合計額のうち、当該取得した資産の価額を超過する金額を、当該交換差金等の額として計算した金額とする。

二、取得した資産の価額と当該交換差金等の額との合計額のうち、当該取得した資産の価額を超過する金額を、当該交換差金等の額として計算した金額とする。

三、取得した資産の価額と当該交換差金等の額との合計額のうち、当該取得した資産の価額を超過する金額を、当該交換差金等の額として計算した金額とする。

第十四条の七 前条第一項の規定は、法第十八条乃至第二十一条の申告書又は法第二十三条の規定による申告書で法第十八条、第二十条若しくは第二十一条の規定する事項を記載したものに第二十

大 蔵 省

前項の規定は、法人が固定資産の評価換をなし、その帳簿価額を増額した場合において、当該固定資産の評価換後の帳簿価額が

分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額とする。

第十七条 第一項中「法人が資産」の下に「(固定資産を除く。)」を加え、「上場されているもの」の下に「又は気配相場のあるもの」を加え、「同法第百二十二条第二項の規定により公表された当該法人の決算期前一月間の毎日の最終価格の平均額。」を「当該法人の決算期前一月間における価格の平均額として大蔵省令で定めるところにより計算した価額。」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項)において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

大 蔵 省

前項の規定は、法人が固定資産の評価換をなし、その帳簿価額を増額した場合において、当該固定資産の評価換後の帳簿価額が

分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額とする。

第十七条 第一項中「法人が資産」の下に「(固定資産を除く。)」を加え、「上場されているもの」の下に「又は気配相場のあるもの」を加え、「同法第百二十二条第二項の規定により公表された当該法人の決算期前一月間の毎日の最終価格の平均額。」を「当該法人の決算期前一月間における価格の平均額として大蔵省令で定めるところにより計算した価額。」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項)において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

その取得価額とその評価換をなした日の属する事業年度終了の日
における価額とのいづれか低い方の価額（会社更生法（昭和二十
七年法律第百七十二号）の規定による更生手続の開始の決定のあ
つた法人が同法の規定に基づいて評価換をなす場合には、その評価
換をなした日の属する事業年度終了の日における価額）をこえる
ときについて、これを準用する。
（の見出し中「預金」を「現金」に改め、同条）
第十七条の二第一項中「預金、貯金、貸付金、売掛金その
他の債権を除く。」の評価換（固定資産の償却を除く。）を「一
次に掲げる資産以外の資産の評価換」に改め、同項に次のように加え
る。

- 一 預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権
 - 二 固定資産
- 第十七条の二第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、

その取得価額とその評価換をなした日の属する事業年度終了の日
における価額とのいづれか低い方の価額（会社更生法（昭和二十
七年法律第百七十二号）の規定による更生手続の開始の決定のあ
つた法人が同法の規定に基づいて評価換をなす場合には、その評価
換をなした日の属する事業年度終了の日における価額）をこえる
ときについて、これを準用する。
（の見出し中「預金」を「現金」に改め、同条）
第十七条の二第一項中「預金、貯金、貸付金、売掛金その
他の債権を除く。」の評価換（固定資産の償却を除く。）を「一
次に掲げる資産以外の資産の評価換」に改め、同項に次のように加え
る。

- 一 預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権
 - 二 固定資産
- 第十七条の二第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、

大 蔵 省

同 条 第 一 項 の 次 の 二 項 を 加 入 する。

一 当該固定資産が一年以上の期間にわたって、その用途に使用され、かつ、その用途に使用されるべきものであること。

二 当該固定資産が、その用途に使用され、かつ、その用途に使用されるべきものであること。

三 当該固定資産が、その用途に使用され、かつ、その用途に使用されるべきものであること。

四 当該固定資産が、その用途に使用され、かつ、その用途に使用されるべきものであること。

五 当該固定資産が、その用途に使用され、かつ、その用途に使用されるべきものであること。

六 当該固定資産が、その用途に使用され、かつ、その用途に使用されるべきものであること。

大 蔵 省

二 当該固定資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。

三 当該固定資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。

四 当該固定資産が災害その他の事故に因り著しく損傷したこと。

五 当該法人について会社更生法の規定による更生手続の開始の決定又は商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による会社の整理開始命令があつたことに因り当該固定資産につき評価額をなす必要が生じたこと。

六 前各号に準する特別の事実が生じたこと。

第十九条の三第二項を次のように改める。

法人が株式を有する場合において、その発行法人が、利益の全部若しくは一部をもつて株式の消却をなしたとき又は法第十六条の積立金額の全部若しくは一部を資本に組み入れてその資本組入に因り株式の発行をしなかつたときは、当該消却又は資本組入が

省 藏 大

第四條の第六項中「同法第二條第四項に規定する再評価日
から昭和三十二年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間
に於いて」を削り、「当該株式についての再評価額を当該株式の取
得価額とみなし、昭和三十二年十二月三十一日を含む事業年度終了
の日後においてこれらの規定を適用する場合においては、同日にお
ける当該株式について」を「昭和三十二年十二月三十一日を含む事
業年度終了の日における当該株式」に改め、同項の前に次の一項を
加える。

省 藏 大

なされた後における当該消却の時に於いて有する消却されなかつ
た株式又は資本組入の時に於いて有する当該発行法人の株式に附
すべき搬送価額は、それぞれ、これらの株式の取得価額に当該株
式一株について当該消却又は資本組入に因り法第九條の六第二項
第四号の規定により利益の配当に因り受けた金額とみなされる金
額を加算した金額による。

料類のなる... 第二十一条の十... (国家資産の算入)...

ついでにはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び... 第二十一条の八... 法人がその支出した費用...

の費用を受けらるる支出」の費用のときは、その支出」の日の属する
 年分の費用及び前年費用（法人の一家の費用の属する年分の費用）
 第二十一条の八 法人の支出」の費用（専らの特種業務の法人
 ）の費用の引当金の算入）
 第十八条の二 繰越費用の戻り金
 第二十条の二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の二十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の三十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の四十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の五十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の六十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の七十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の八十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十一 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十二 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十三 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十四 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十五 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十六 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十七 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十八 繰越費用の戻り金
 第二十一条の九十九 繰越費用の戻り金
 第二十一条の百 繰越費用の戻り金

る事業年度終了の日においてまだ提供されていない役務に係る部
 分に対応するものをいう。）を除く。）でその支出の効果が当該
 支出の日以後一年以上に及ぶもの（以下繰越費用という。）につ
 いてなした償却の額は、当該繰越費用の効果の及ぶ期間を基礎と
 して計算される償却限度額以内の金額に限り、各事業年度の所得
 の計算上、これを損金に算入する。
 前項の繰越費用の償却に關し必要な事項は、次条第三項に規定
 するもののほか、大蔵省令でこれを定める。
 （創業費等の損金算入の特例等）
 第二十一条の九 次に掲げる繰越費用については、前条第一項の規
 定にかかわらず、法人が損金として経理した金額を、その損金と
 して経理した日の属する事業年度の所得の計算上、損金に算入す
 る。
 一 創業費（法人の設立のために支出した費用（発起人に支払つ

一 開業費（開業のための広告宣伝費及び接待費その他法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出した費用をいう。）
 二 開業費（製品の販路拡張のための広告宣伝費及び接待費その他営業を開始した後新たな市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出した費用をいう。）
 三 試験研究費（製品の試作費、製法の研究費その他新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出した費用をいう。）
 法人が支出した前項各号に掲げる繰延費用で同項の規定の適用を受けなかつたもの（その一部について同項の規定の適用を受けた繰延費用のうち同項の規定の適用を受けなかつた部分を含む。）については、前条第一項に規定する償却限度額の計算の基礎となる期間は、五年とする。

一 開業費（開業のための広告宣伝費及び接待費その他法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出した費用をいう。）
 二 開業費（製品の販路拡張のための広告宣伝費及び接待費その他営業を開始した後新たな市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出した費用をいう。）
 三 試験研究費（製品の試作費、製法の研究費その他新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出した費用をいう。）
 法人が支出した前項各号に掲げる繰延費用で同項の規定の適用を受けなかつたもの（その一部について同項の規定の適用を受けた繰延費用のうち同項の規定の適用を受けなかつた部分を含む。）については、前条第一項に規定する償却限度額の計算の基礎となる期間は、五年とする。

一 同業會（同業の株式の山吉宣討費及び貸付費等の並居人の運
 立経費を開設する者の同業會の株式の貸付支出」
 二 費用を（。）
 三 同業會（同業の株式の山吉宣討費及び貸付費等の
 並居人を開設した者株式の同業會の同業會の株式の貸付支出」
 四 同業會（同業の株式の山吉宣討費及び貸付費等の並居人の運
 立経費を開設する者の同業會の株式の貸付支出」
 五 同業會（同業の株式の山吉宣討費及び貸付費等の並居人の運
 立経費を開設する者の同業會の株式の貸付支出」

金租による権利の方法で計算した現在価値に相当する金額を控除
 した金額によるものとする。
 第二十三条の四第一項中「履行に因り生じた所得」の下に「及び
 租税特別措置法第五十五条第一項各号に掲げる取引又は同法第五
 十五条の三第一項に規定する技術輸出取引に因り生じた所得（同法第
 五十五条から第五十五条の三までの規定により損金に算入された金
 額に対応する部分に限る。）を加える。
 第二十三条の九中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削
 る。
 第二十四条第一項第五号中「若しくは第二項」を「若しくは第三
 項」に、「又は同条第二項」を「、同条第二項の資産についての損
 金算入に関する事項又は同条第三項」に改め、同項第七号中「保険
 金額」を「保険金等の額」に改め、同号の次に次の一号を加える。
 七の二 第十三条の六第一項の取得資産についての損金算入に関

大 省 省

正日並に第二十四条の二第二項の請求をなす者又は第五の請求をなす者
 四 第五の請求をなす者又は第五の請求をなす者
 三 第五の請求をなす者又は第五の請求をなす者
 二 第五の請求をなす者又は第五の請求をなす者
 一 第五の請求をなす者又は第五の請求をなす者

第五の請求をなす者又は第五の請求をなす者
 第二十八条の二第二項の請求をなす者又は第二項の請求をなす者
 (第五の請求をなす者又は第五の請求をなす者)
 第二十八条の二第二項の請求をなす者又は第二項の請求をなす者
 第一項の請求をなす者又は第一項の請求をなす者

大 省 省

には、当該請求の基因となつた修正申告書の提出の日又は更正
 若しくは決定の通知を受けた日
 六 更正の請求をなす理由、当該請求をなすに至つた事情の詳細
 その他参考となるべき事項
 (更正の請求の期限の延長)
 第二十八条の三 国稅庁長官は、通信、交通その他の状況に因り都
 道府縣の全部又は一部にわたりやむを得ない事由があると認め
 ときは、地域及び期日を指定し、法第二十四条の二第一項又は第
 二項の規定による更正の請求の期限を延長することができる。
 稅務署長は、通信、交通その他の状況に因りやむを得ない事由
 があると認めるときは、納稅義務者の申請により、期日を指定し、
 法第二十四条の二第一項又は第二項の規定による更正の請求の期
 限を延長することができる。
 前項の規定の適用を受けようとする法人は、その事由を記載し

人等並に一乗二取の法を以て人等のたゞのたゞの法を以て。以下同
 入等並に一乗二取の法を以て。以下同
 一 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 二 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 三 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 四 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 五 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 六 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 七 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 八 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 九 取等並に一乗二取の法を以て。以下同
 十 取等並に一乗二取の法を以て。以下同

じ。の昭和三十四年四月一日以後に終了する事業年度分の法人
 税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清
 算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る
 法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。
 以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度
 分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法
 人税については、なお従前の例による。

3 新規則第一条の三の規定は、法人の昭和三十四年四月一日以後
 に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に
 開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新規則第二条の表中第十三号に規定するシリコン片で三堆化シ
 ランを原料として製造するものに関する部分の適用については、
 同表期間の欄中「昭和三十三年四月一日」とあるのは、「昭和三
 十四年四月一日」とする。

大藏 前

本府の十一百金の十二と云ふ。...

十四日午後一日は、...

大藏大臣

内閣総理大臣

佐々常作

春 信 介

内閣